

日本福祉施設士会 平成 30 年度事業計画

改正社会福祉法が本格施行され、社会福祉法人制度改革の実現に向けた着実な事業推進が求められている。また、国は、「地域共生社会」の実現を打ち出し、住民や関係者等の多様な主体が地域において生活上の課題を「我が事」・「丸ごと」として受け止めてつながり、これからの地域を共に創るための政策を推進している。福祉施設士には、これらの施策に主体的に取り組む実践者としても力を発揮し、地域により積極的に貢献していくことが求められている。

また、福祉施設士は、全社協「福祉施設長のあり方に関する検討会」報告書や本会「福祉施設士行動原則」におけるこれからの施設長のあり方を踏まえ、福祉施設の経営管理の専門資格者として、その実践を行っていくことが重要である。

本会は、1979(昭和 54)年度の発足以降様々な事業を展開してきたが、現在、組織の活力低下、会員数の減少に直面している。また、社会福祉関係者や社会全体での「福祉施設士」の認知についても十分とは言いがたい。今後、これまで以上に会員一人ひとりの実践力を高め、社会全体の福祉向上に寄与し、その成果を発信することで、社会福祉関係者及び社会に向けた「福祉施設士」及び本会の認知を高める取り組みが極めて重要であり、本会の存在意義にもかかる課題となっている。

本会ではこうした情勢認識に立ち、平成 30 年度は以下の事業に取り組む。

平成 30 年度事業の重点

(1) 「福祉施設士」実践向上プロジェクトの継続的推進

本会会員による実践の一層の促進に取り組み、実践事例の収集と発信を進める。また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、各種別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」資格について、社会福祉法人・福祉施設関係者の理解促進と社会からの認知向上を図る。

(2) 会員の実践力向上と発信力強化に向けた取り組み推進

生涯研修事業及び広報事業を通して、本会会員の実践能力の向上と成果の発信力強化に向けた取り組みを推進する。

(3) 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進

平成 31 年度の本会創設 40 周年を視野に入れ、組織体制や事業等の見直しについて引き続き検討を進め、本会事業の活性化や基礎的収支の改善にむけた取り組みを促進する。

1. 「福祉施設士」実践向上プロジェクトの継続的推進

外部関係者も交えた「プロジェクトチーム」を編成し、実践事例の収集と公表を進める。また、全社協・社会福祉施設協議会連絡会他、種別協議会事業との連携を通して、「福祉施設士」の今日的な役割の発揮について、社会福祉法人・福祉施設関係者に周知、理解促進を図り、もって資格と本会に対する社会からの認知向上を図る。

2. 生涯研修事業の推進

施設の経営管理に必要な知識や技術をはじめ、有効なマネジメント手法の習得及び能力向上を目的とした研修会を開催する。

(1) 施設長実学講座の開催（計 5 回）

人事・労務・財務等にかかるマネジメント手法の習得及び能力の向上を図り、福祉施設長として求められる役割の発揮に資する。

（第 1 回）「労務管理と人材マネジメント」

平成 30 年 7 月 19 日（木）～20 日（金）

（第 2 回）「基礎から学ぶ会計実務」

平成 30 年 8 月 23 日（木）～24 日（金）

（第 3 回）「災害対策と施設長の危機管理」

平成 30 年 9 月 25 日（火）～26 日（水）

（第 4 回）「地域における公益的な取組を進める施設長の役割と実践」

平成 30 年 10 月 24 日（水）～25 日（木）

（第 5 回）「施設長の情報管理と広報におけるマネジメント」

平成 31 年 1 月 21 日（月）～22 日（火）

会場は、全て全社協・会議室（東京都千代田区）、定員は各 60 名。

(2) 全国福祉施設士セミナーの開催

本会事業の重点に関連し、福祉施設長に求められる姿勢や態度の確認や、今後の福祉施設経営の方向性の共有、会員相互の交流促進を目的に、「第 40 回全国福祉施設士セミナー」を開催する。

テーマ：「福祉施設士の存在感をどのように高めていくか（仮称）」

開催期日：平成 30 年 8 月 6 日（月）～7 日（火）

会場：全社協・灘尾ホール

定員：150 名

(3) ブロック・都道府県組織活動支援事業の実施

ブロック・都道府県組織で行う研修・セミナーの企画支援や広報協力を強化し、都道府県福祉施設士会活動の充実に向けて支援する。

3. 広報・情報提供体制の強化

各種制度・施策にかかる情報提供をはじめ、福祉施設の日常的な運営管理に活用できるマネジメント手法や、会員施設の実践と工夫点等を共有する。また、「福祉施設士」の活動成果を社会福祉関係者及び社会に周知する取り組みを強化する。

(1) 会報「福祉施設士」の発行（年間 6 号）

会報「福祉施設士」を隔月で発行する。テーマに沿った会員実践を特集として紹介す

るとともに、組織や地域の牽引役の自覚を高める「リーダー・躍動」や、施設の経営管理にかかる知識や技術の向上をはかる「誌上講座」を連載する。また、ブロック・都道府県組織活動や本会事業についての情報提供を行う。会報は発行後、PDF ファイルにてホームページで公開する。

(主な誌面構成)

○「リーダー・躍動」

人・組織・地域の成長を導くリーダー像を描きながら、福祉施設士に求められる考え方や行動について有識者からの提言を行う。

○「福祉施設士のめざすもの」

福祉施設士への想いや具体的な取り組みなどについて、会員個々人の歩みを踏まえて発信する。

○「特集」

年間テーマを「福祉施設士行動原則の実践」とし、会員実践をはじめ、福祉施設管理者に求められる共通的な知識・技術等を学ぶ。

○「誌上講座」

人事、労務、財務等、福祉施設の経営管理に求められるマネジメントの事例やポイントを発信する。

○「あんでな」、「DSWI スクエア」

本会事業（会議、研修会）や都道府県組織活動の情報を発信する。

(2) ホームページによる情報提供

本会事業および地方組織の活動等について、ホームページを活用して発信する。

(3) メールマガジンによる情報提供

「日本福祉施設士会【DSWI】メールマガジン」を月1回発行する。日常業務の確認「今月のチェックリスト」、他分野の基礎知識「時事／用語解説」、「リレーコラム」、その他時宜に合った情報提供を掲載する他、随時臨時号を発行し、研修等の案内周知にも活用する。

4. 「福祉施設士行動原則」の活用促進

会報「福祉施設士」にて、年間を通じて会員施設の取り組みを掲載する。また、「福祉施設士行動原則」に示した各姿勢・行動にかかる会員実践を収集・発信するとともに、調査研究事業を通じて、同原則の活用方法を把握し、会員間での共有を図る。

(1) 会員の属性傾向の把握と活用

会員のメールアドレス登録と併せて施設種別以外の職種等の属性傾向についても把握し、会員実践の発信を強化する。

(2) 「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進のフォローアップ

「福祉施設士行動原則」の普及および活用促進に資するため、会員の取り組み状況および同原則の活用方法を把握し、会員間での共有をはかる。

(3) 福祉 QC 活動

以下の研修会等を行う。

①「第 22 回『福祉 QC』入門講座」の開催

開催期日：平成 30 年 6 月 12 日（火）～13 日（水）

会 場：全社協・会議室

定 員：90 名

内 容：福祉 QC 活動の目的に加え、活動のポイントについて演習形式で学ぶ

②「第 29 回『福祉 QC』全国発表大会」の開催

開催期日：平成 30 年 11 月 26 日（月）～27 日（火）

会 場：全社協・灘尾ホール、会議室

定 員：140 名（40 サークルの発表を募集）

発表事例：各施設における業務改善や利用者支援にかかる QC サークル活動事例、

③「福祉 QC」を用いた活動実践の共有

「福祉 QC」を用いた活動実践を収集し、会員間で共有することで、福祉 QC 活動の促進につなげる。

④改善（福祉 QC）活動個別指導講座

関東甲信越静ブロックにおける開催を支援する。

(4) 社会福祉関係法制度見直し等への対応

社会福祉法人制度改革をはじめ、各分野の制度改正の動きに適宜対応する。

5. 組織体制と事業の見直し、および財政等の健全化にむけた取り組み推進

入会および会員の定着促進、都道府県組織の基盤強化、財政の再建など直面する課題の解消にむけた取り組みを行うとともに、組織体制や事業の見直しについて議論を進める。

(1) 組織体制・事業の見直し、財政の健全化

本会の組織体制や事業の見直しについて継続的に検討を進めるとともに、引き続き財政の健全化を図る。

(2) 会員増に向けた取り組み

福祉施設長専門講座修了者に対して本会から入会の案内を行うとともに、都道府県組織を通しての加入促進を進める。

第 42 期（平成 29 年度）講座修了者に対しては、研修会の開催案内等を送付し、研修

機会の提供と加入促進を図る。第 43 期（平成 30 年度）講座受講者に対して、会報誌や研修会開催案内等を送付し、修了後の入会につながるよう情報提供に努める。

全社協・出版部と協力して書籍の会員割引販売を期間限定で実施する。

地域における福祉施設士資格認知の向上に向けて、会員名刺や会員施設表示板の普及に努める。

(3) 都道府県組織の支援

各都道府県内での広報にむけ、会報を都道府県組織に配布する。また、ブロックセミナー開催に対する助成および本会役員の派遣を行う。

都道府県組織から活動計画・予算ならびに活動報告・決算の提出を求めた上で、都道府県組織強化に向けた助成（会員あたり@1,000 円）の実施について検討を行う（必要に応じて、平成 30 年度補正予算にて対応）。

(4) 会務の運営

代議員会、理事会および各委員会を開催する。

また、全国社会福祉協議会の専門職員組織として、政策委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉施設長専門講座運営委員会への委員としての参画を通じて、全社協事業へ参画する。